

地域安全安心活動関係物品 仕様書

1	物件名称	地域安全安心活動関係物品
2	品質・形状・寸法 又は型式	内訳書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	24件 合計3,076点
5	納入期限	令和5年9月30日
6	納入場所	市民生活課が指定する市内180か所 (市内179ヶ所、 横須賀市役所市民生活課)
7	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の見本については、市民生活課で閲覧可能。 ・送料は契約金額に含むこと。 ・納入先名簿および物品の配付数は落札事業者に提示する。 ・事前に市民生活課に物品を提出し検査を受けたい納入すること。 ・配送先別に梱包し、納入期限までに配達すること。但し、配達したものの不在の場合は、速やかに配達するように努めることとし、配達時不在であったことを証明する書類を以って納入期限内に納入されたものとみなす。 ・別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。 ・落札事業者は、物品の調達、配送、その他業務の履行に関する事項について、事前に市民生活課と協議すること。なお、同協議に伴い当課が必要と判断した場合には、書類の提出を求める場合がある。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	民生局 地域支援部 市民生活課 防犯・生活安全係 下田 Tel: 046-822-9707

指示事項

グリーン物品	<p>上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。</p>
--------	---

地域安全安心活動関係物品 購入物件内訳書

No.	物件名	材質	サイズ (mm)	色	名入、文字入れ、その他	数量	単位
1	防犯腕章	蛍光レザー	90mm×420mm程度	蛍光グリーン	●文字反射タイプ「防犯パトロールよこすか」 ●ゴムひもでサイズ調節して着用	39	枚
2	防犯ジャンパー	ポリエステル またはナイロン	Sサイズ	蛍光グリーン	●胸部および背面に15mm幅程度の反射ライン付 ●反射ライン上部(30mm程度の位置)に黒字で 下記のとおり記載 ・前右胸の位置に「よこすか」 ・前左胸の位置に「防犯」 ●背面に「防犯パトロール」 ●裾にゴムひもがないこと	19	着
3			Mサイズ			87	
4			Lサイズ			143	
5	防犯帽子	ポリエステル 100%、 メッシュ生地	フリーサイズ	メッシュ部分: 蛍光グリーン 前ポリエステル 部分:白 つば:メッシュ同色	●前ポリエステル部分に黒字で 「防犯よこすか」 ●メッシュ部両サイドに 10mm幅反射テープ縫製加工	299	個
6	防犯メッシュベスト	ポリエステルまたは ナイロンメッシュ 反射シート	フリーサイズ	蛍光グリーン	●反射部分に黒字で下記のとおり記載 ・前右胸の位置に「よこすか」 ・前左胸の位置に「防犯」 ・背面に「防犯パトロール」 ●左右ウエスト部にサイズ調整あり	327	着
7	防犯たすき	蛍光レザー	10cm×150cm 二つ折り	蛍光グリーン	●文字反射タイプ 前後に「防犯パトロールよこすか」	16	本
8	のぼり旗	布地ポリエステル 製、ポールはスチ ール製ほかプラスチ ック	布地1500mm×450mm ポール2段伸縮最長3.0m	布地の地色蛍光グ リーン	文字赤「みんなでつろう安心の街」 黒「地域安全運動実施中」 黒「よこすか」	133	本
9	のぼり旗 (旗のみ)	布地ポリエステル製	布地1500mm×450mm	布地の地色蛍光グ リーン	文字赤「みんなでつろう安心の街」 黒「地域安全運動実施中」 黒「よこすか」	176	枚
10	のぼり旗 (ポールのみ)	スチール製ほかプラ スチック	ポール2段伸縮最長3.0m			93	本
11	LED点滅誘導灯	ABSアクリル LED	長さ500mm～560mm程度	持手は黒	電池必要数付 生活防水型	153	個
12	笛	GPPS・プラスチ ック・アルミ・スチ ールなど	全長30mm～100mm程度 (笛本体)	指定なし	首から下げられる紐付	328	個
13	マグネットシート	マグネット・蛍光 シート	300mm×500mm	地は黄色か緑	文字「防犯パトロール実施中」「よこすか」	32	個
14	懐中電灯	アルミ、樹脂等、 LED	長さ150mm程度、 スリムなハンディライト (持手手の直径30mm程 度)	指定なし	電池必用数付、手首ストラップ付、 防水加工IPX3以上適合、200ルーメン以上	265	個
15	交通腕章	蛍光レザー	90mm×420mm程度	蛍光イエロー	●文字反射タイプ「交通安全よこすか」 ●ゴムひもでサイズ調節して着用	19	枚
16	交通帽子	ポリエステル 100%、 メッシュ生地	フリーサイズ	メッシュ部分: 蛍光イエロー 前ポリエステル 部分:白 つば:メッシュ同色	●前ポリエステル部分に黒字で 「交通安全よこすか」 ●メッシュ部両サイドに 10mm幅反射テープ縫製加工	184	個
17	交通ジャンパー	ポリエステル または ナイロン	S、M、Lサイズ	蛍光イエロー	●胸部及び背面に15mm幅程度の反射ライン付 ●反射ライン上部(30mm程度の位置)に黒字で 下記のとおり記載 ・前右胸の位置に「よこすか」 ・前左胸の位置に「交通安全」 ●背面に「交通安全」 ●裾にゴムひもがないこと	10	着
18						60	
19						94	
20	交通メッシュベスト	ポリエステルまたは ナイロンメッシュ 反射シート	フリーサイズ	蛍光イエロー	●反射部分に黒字で下記のとおり記載 ・前右胸の位置に「よこすか」 ・前左胸の位置に「交通安全」 ・背面に「交通安全」 ●左右ウエスト部にサイズ調整あり	207	着
21	交通たすき	蛍光レザー	10cm×150cm 二つ折り	蛍光イエロー	●文字反射タイプ 前後に「交通安全よこすか」	7	本
22	横断指導旗	旗:布製 四方縫製補強 パイプ:樹脂	布部:約450mm×700mm パイプ長さ:約900mm パイプ肉厚:約2mm程度	黄色	上段に赤色で 「ありがとう」 中段に黒色で 横断歩道の標識 下段に赤色で 「横断中」 その下に黒色で 「横須賀市」	195	本
23	横断旗	旗:布製(吸水しな い化繊) 四方縫製補強 パイプ:樹脂	布部:約350mm×300mm パイプ長さ:約600mm パイプ外径:10mm程度	黄色	黒色で「横断中」と 横断歩道の標識	163	本
24	旗入缶	スチール製	横断旗を収納できること 底部に水抜き穴、 後部に取り付け用の穴あ り、 角が丸まっていること	黄色	黒色縦書きで 「横断旗入」	27	個

地域安全安心活動関係物品見本（防犯パトロール）

<p>1 腕章</p> 	<p>2～4 ジャンパー (サイズ S, M, L)</p> 	<p>5 帽子</p> 
<p>6 メッシュベスト (フリーサイズ)</p> 	<p>7 たすき</p> 	<p>8～10 のぼり旗</p> 
<p>11 LED誘導灯</p> 	<p>13 マグネットシート (黄色か緑 300 mm×500 mm)</p> 	<p>14 懐中電灯</p> 

写真はイメージです。実際の物品と仕様が異なる場合があります。

地域安全安心活動関係物品見本（交通安全活動）

15 腕章



16 帽子



17～19 ジャンパー
(サイズ S, M, L)



20 メッシュベスト
(フリーサイズ)



21 たすき



22 横断指導旗



23 横断旗



24 旗入缶



写真はイメージです。実際の物品と仕様が異なる場合があります。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。